

第20回教育委員会会議

1 日時 令和4年12月27日（火） 午後3時30分～午後5時15分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
三木 信夫	教育次長
御栗 一智	東成区担当教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
川本 祥生	総務部長
楠井 誠二	政策推進担当部長
上原 進	学校環境整備担当部長
忍 康彦	教務部長
飯田 朋子	生涯学習部長兼市立中央図書館長
盛岡 栄市	学校教育推進担当部長
本 教宏	教育事業推進担当部長
富山 富士子	第3教育ブロック担当部長
水口 裕輝	教育センター所長
村川 智和	総務課長
橋本 洋祐	連絡調整担当課長
稲生 優子	大学連携企画担当課長

花月 良祐 学事課長
武井 宏蔵 施設整備課長
中野下豪紀 教職員人事担当課長
上田 慎一 教職員服務・監察担当課長
比嘉 直子 生涯学習担当課長
古田 晃久 首席指導主事
関谷 茂俊 首席指導主事
中道 篤史 初等・中学校教育担当課長
東川 英俊 保健体育担当課長
大多 一史 市立中央図書館総務担当課長
三嶋 賢慶 教育センター管理担当課長

松浦 令 教育政策課長
有上 裕美 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に大竹委員を指名
- (3) 案件

議案第118号 大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

議案第119号 市会提出予定案件（その35）（大阪市立図書館条例の一部を改正する条例案）

議案第120号 市会提出予定案件（その36）（大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案）

議案第121号 市会提出予定案件（その37）（大阪市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部を改正する条例案）

議案第122号 市会提出予定案件（その38）（大阪市教育センター条例の一部を改正する条例案）

- 議案第123号 市会提出予定案件（その39）（建物の取得について）
- 議案第124号 市会提出予定案件（その40）（茨田南小学校建設工事請負契約締結）
- 議案第125号 市会提出予定案件（その41）（茨田東小学校建設工事請負契約締結）
- 議案第126号 市会提出予定案件（その42）（白鷺中学校建設工事請負契約締結）
- 議案第127号 市会提出予定案件（その43）（高松小学校建設工事請負契約締結）
- 議案第128号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問及び委員等の委嘱について
- 議案第129号 職員の人事について
- 議案第130号 職員の人事について
- 議案第131号 職員の人事について
- 報告第42号 令和5年度全国学力・学習状況調査について
- 報告第43号 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

なお、議案第128号、第129号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案第119号から第127号、第130号、第131号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

（4）議事要旨

報告第42号「令和5年度全国学力・学習状況調査について」を上程。

富山第3教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

文部科学省が実施する令和5年度全国学力・学習状況調査について、文部科学省の実施要領等に沿って参加する。調査実施日は令和5年4月18日で、新型コロナウイルス感染症

の影響等、やむを得ない事情で調査日に実施できない場合は、4月19日から4月28日の間で後日実施が可能である。後日実施となった場合は、全体の集計には含まれないが、採点及び調査結果の提供が行われる。調査対象は、小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年で分校を含む全283校、中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年で分校を含む全129校である。調査内容については、小学校では教科に関する調査では、例年実施している国語、算数のみとなっており、中学校では国語、数学に加え、4年前に一度実施した英語が行われる。中学校英語の「話すこと」に関する調査については、文部科学省のCBTシステム、MEXCBTを使用して、約5分程度の調査となっている。実施に際し、録音環境の確保と安定した通信速度を担保するため、1クラスを3グループ程度に分け、各グループ教室への出入りを含めた15分程度での実施となる。また、全国で500校程度が当日実施校として文部科学省より指定されており、令和5年4月18日の当日に「話すこと」に関する調査を実施する。その結果から推定される数値を全国値として公表し、他の学校については、期間内実施校として令和5年4月19日以降の1ヶ月間に調査を行い、参考値として当該学校に提供される。児童生徒質問紙調査については、回答用紙への記入方式に加え、一部の学校で端末を活用したオンラインによる回答方式で実施する。オンライン実施の希望調査については、各校からの希望をすでに文部科学省に提出しており、今後、どの学校でオンライン実施するのか文部科学省により決定される予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 英語についてですが、実施要領に耳の不自由な生徒への対応が書かれています。今年、東京都で11月に初めてスピーキングテストが導入されましたが、様々な課題が上がってきたと思われますので、都にもヒアリングして次回に繋げてはどうでしょうか。4技能5領域のバランスのとれた指導が求められている以上、検証しておくべきことだと思います。大学入学共通テストでもそうでしょうが、リスニングテストを行う際は事前・事後検証が必須だと考えます。

【富山第3ブロック教育担当部長】 はい。ありがとうございます。

【多田教育長】 今の平井先生からのご指摘を踏まえて進めていただきますようお願いいたします。

報告第43号「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調

査結果について」を上程。

盛岡学校教育推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、文部科学省より結果が公表されたため、大阪市の結果及びこれまでの取組について報告する。暴力行為発生件数については、令和3年度は令和2年度と比べ増加している。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少したと考えており、令和元年度と比べると小中学校ともに減少している。いじめの認知件数については、令和3年度は小中学校ともに令和2年度と比べて増加している。令和2年度から令和3年度は、部活動や学校行事等の様々な活動が徐々に再開されたことにより、児童生徒同士の接触機会が増加したと考えている。また、本市においては、文部科学省が求めている、軽微ないじめも見逃さない積極的な認知に取り組んでいることから、本市教職員のいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことも影響したと思っている。不登校児童生徒の在籍比率については、依然として全国よりも高く、小中学校ともに大きな課題であると認識をしている。次に、暴力行為発生件数にかかる教育振興基本計画に掲げている指標項目のうち、学校のきまり、規則を守っていますかという問いに対する回答状況である。肯定的な回答をしている児童生徒の割合が、小中学校ともに徐々に増加しており、全国の数値に近づいている。児童生徒の規範意識が高まっていることは、本市で取り組んでいる学校安心ルールの「基本的な約束ごと」の1つに「ルールを守る」があり、各校での学校安心ルールを活用した取組を推進していることが成果として表れているというふうに思っている。次に令和元年度以降におけるいじめの発見のきっかけについては小中学校ともに教職員等が発見している割合が、いずれの年も全国を上回っている。要因としては、全教職員に対していじめの定義を含め、いじめについての理解を深めることを目的に実施したeラーニング研修により、教職員が積極的ないじめの認知に努めていること、さらに、1人1台端末を活用したいじめアンケートの実施による効果が出ていると思っている。なお、小中学校合わせた認知件数のうち95.1%は、いじめの現在の状況についての項目において、解消していると報告されている。引き続き、いじめを決して見逃さないようにするとともに、いじめを生じさせない学校づくりを推進するよう取り組んでまいりたいと思っている。続いて、本市における不登校の主たる要因についてであるが、昨年度の結果と同様に、小中学校ともに「無気力、不安」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」に起因することが多く、他では、小学校では「親子の関わり方」、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる

問題」が多い傾向となっている。この結果は、全国の結果においても同様の傾向となっている。次に文部科学省による令和元年度に不登校にあった者のうち、登校又は教育支援センターに通所している児童生徒に調査した結果を参考資料として示している。文部科学省の調査結果には、2割強の児童生徒は「きっかけが何か自分でもわからない」と回答するなど、特定のきっかけに偏らず、そのきっかけは多岐に渡っていることが示されている。本市としては、不登校児童生徒の状態が前年度より改善できるように、教育振興基本計画の施策目標に掲げて取り組んでいるところである。改善を測定する指標については、3点示している。改善率については、令和2年度に不登校であった4,675人の児童生徒のうち、令和3年度に改善を測定する3つの指標にあてはまる人数の割合は、小中学校合わせて26.6%という結果であった。また、学校が考える改善につながった主な要因としては、スクールカウンセラーや別室指導等、学校での支援が小中学校ともに最も多く、ついで教育支援センターやサテライト事業、あるいは各区の事業など学校外の支援、さらにはICTの活用による支援となっている。まだまだ十分に改善されているとは言えない状況ではあるが、今年度教育支援センターの支援実績が11月末時点で昨年度を大きく上回っている。また、1人1台端末の活用も進み始めたことから、次年度については改善率が増加するというふうに推測している。今後も不登校の改善に向け調査研究を進めるとともに、ICTの活用を含め、教育支援センターや令和6年度開校予定の特例校による教育機会の確保など、不登校児童生徒が学校内外に関わらず様々な関係機関と繋がるよう努めてまいりたい。本市におけるこれまでの生活指導に係る取組を整理し、暴力行為発生件数の減少に向けては、学校安心ルールのさらなる徹底に向け、今年度は西村顧問の指導のもと、新任教員研修や、3年目から5年目の教員を対象とした研修に、学校安心ルールの内容を盛り込んで、現在実施しているところである。いじめ対策については、引き続き、スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーの活用など、問題が深刻化する前に専門家に相談できる体制の構築を進めるとともに、全教職員がいじめ対応について理解を深め、しっかりと対応できるよう、eラーニング研修及び振り返りチェックシートを実施している。不登校対策としては、不登校児童生徒が民間施設及び学校外で相談・指導を受けている場合の指導要録上の出席扱いに関するガイドラインに係る管理職及び教員対象の研修を実施した。その際に、教育支援センターの施設を見学したり、不登校対策モデル校の取組に係る好事例等を改めて周知したりすることにより、学校現場からは支援の幅が広がった、そういった声も頂いている。不登校問題に関しては様々な課題が見えていることから、今回公表された調査結

果や各校の不登校の詳細な状況把握などにより、不登校の要因等の分析をさらに進め、引き続き不登校の未然防止や改善に向けた支援の充実に努めてまいります。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 いじめ認知件数については、小学校では1,000人あたり、全国、大阪府よりも認知件数は多いということですが、それは教員のいじめに対する感知度が上がって、いじめを未然に、小さい段階でもどんどん発見すると。それ自体は悪くないことで、解消すればより良いことなんですね。ただ、中学校の方は、幸いなのかよく分からないですけどかなり少ない数字で、幸いなのかもかもしれませんね。特に年々、全国平均あるいは大阪府平均よりも下がっていて、令和3年度は、全国30、大阪府32.5に対して、大阪市は19.5とかなり小さくなっていますね。これの要因が、そもそも母集団というかいじめの母数が全部減ったから、ということが一番いいんですけど、もしかすると小学校の先生と比べて中学校の先生はそこまで目配せする時間が無いのではということが考えられます。もちろんその令和元年、2年度も少ないから、もっと良いことなのかもしれませんが、その辺どう分析されているのかということをお聞かせいただけたらと思います。

【古田首席指導主事】 先ほど申し上げましたeラーニングでいじめについて積極的に認知するよう周知に努めているところです。この数字をもって、中学校の教員がいじめを認知できていないという状況があってはならないことですので、引き続き研修等を通じていじめについては軽微なものも含めて積極的に認知し、丁寧に対応するよう教員に伝えて、さらに来年の結果をまた見ていきたいと思えます。

【森末委員】 そうすると、正直分からないというのが答えですか。母数が減っているかもしれないし。母数が減っているという見解でいいですか。

【古田首席指導主事】 原因がこれだということは、ちょっと一つ、母数が減っていると特定することが困難ですので、引き続き、調査の結果分析に努めてまいります。

【森末委員】 中学校でいじめがあると、お子さんへの影響も凄く大きくて、深刻な事態になることもあります。減っていることはとても良いことなんですよ。そういう意味では、小学校はこれだけ認知度が増えているのに、逆に中学校は減っていると何か少し数字的に変な感じがしますので、その辺は要因、原因も含めて、ちょっと見ていただきたいと思えます。お願いします。

【古田首席指導主事】 丁寧に観察してまいりたいと思えます。

【平井委員】 本市の場合、暴力事案やいじめ事案に対しては、かなり深い指導が行き届いてきたように思います。不登校事案は全国的に大きな問題となっていますが、併せて、モラトリアムからくる無気力、不安などへの対応も臨床教育の視点から考えていかなければなりません。同時に教員へのソーシャルサポートも必要です。無気力や不安による不登校への対策はなかなか難しく、環境も異なるので、最適解がなかなか見つけられないのが現状です。チーム学校が謳われていますが、この問題が深刻で専門家の所見も必要なことから自治体という大きなチームで現場をバックアップすることが不可欠ではないでしょうか。

【関谷首席指導主事】 ご指摘ありがとうございます。現在のところ、各学校の方でスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等々、専門家を交えて現状を把握し、適切につなげていくよう取組も進めているところではございますが、引き続き先生方の大きな負担になっていることは現状ではございますので、分析等を進めていく中でより効果的な支援につながるように、検討の方も考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

【平井委員】 少子化が進み、個別最適化への取組が進んでいる現場ですが、家庭環境も複雑化しており、学校に行けない子どもたちの数が急増しています。さらに、教員数の不足という課題も抱えていますから、OJT で若手を育成する手法も考えていくべきではないでしょうか。

【関谷首席指導主事】 ありがとうございます。

【異委員】 不登校児童が増えている、そしていじめの発見をきっかけに先生が大変努力をされていて細かく子どもたちを見ていただいているなということは、凄く感じしております。特に小学校などは少し神経質になり過ぎではないかなというぐらいまで、しっかりと子どもたちを見ていただいている、凄く小さなこと、いじめに発展しそうな一歩手前のところから、懇談会でこういうことがありました、相手さんとかうこうでっていうところまで落とし込んでくださっているの、その辺が未然の防止につながっているのかなというの直で感じております。もう1つは、いじめの対応に係る具体的な取組例ですが、教職員を対象にしたeラーニング研修を行って、この振り返りチェックシートで理解度を確認するというのは、私も大学で受けていますけれど、この振り返りチェックシートがあるのとならないのでは大きく変わってくるんですね。オンデマンドのいいところは、もう1回見たいなっていうところを一度巻き戻しし、何度も見ることによって理解が促進しますし

深まっていきますので、この研修に関しては非常に充実していて、効果も高めているのではないかなというふうに個人的には感じております。1点少し質問ですが、やはり不登校よりも学校に通ってみんなと学校生活を送れる方が親にとっても嬉しいですし、学校としては良いかもしれないですけど、無理やり学校に強制的に引っ張ってこなくてもいいのかなというふうには今思っています。例えば学校に在籍しながらフリースクールに行っている生徒さんなどは、これは不登校の位置付けになるのでしょうか。周りで不登校の子どもがいて、お母さんも凄く悩んでいたんですけど、そういうフリースクールが凄く子どもに合っていて、楽しんでというか、充実して行っている、でも在籍している学校はずっと欠席のままです。こういう人たちはどういう位置付けになるのでしょうか。

【関谷首席指導主事】 文科省による調査を踏まえますと、様々な理由により年間30日以上学校を欠席した生徒が不登校として位置付けられております。一方で、学校に在籍しながらフリースクール等に通っているというケースにつきましては、学校長により出席扱いという判断はしておりますが、あくまでも出席扱いでありますので、出席とはならずこの不登校の数の中には入っております。

【異委員】 数にはカウントされているということなんですね。

【関谷首席指導主事】 はい。

【異委員】 学び方も様々かなと思ひまして、親としてはやはりそういう合った学校、一番大切なのは、1人にならないで、繋がる観点を大切にしないといけないのかなというふうに思います。そうして自分の居場所であったりとか、学ぶ場所を確保できている生徒さんに対しては、少しこの辺も見直してもいいのかなというのは、個人的に思いました。

【関谷首席指導主事】 ありがとうございます。

【大竹委員】 1、2点気になったのは、まず1点目はですね、時々自死ということで報告されてくる中で、保護者もなかなかいじめであったかどうか分からないというものがあります。いじめの関係というのは、小さなものも見逃さないということで、これだけ件数が増えて苦労してもらっているけれども、たまにそういう案件が出てくると、やはり初期の見つけ方というのは先生方も苦労されているのかなという気がするんですね。この初期のいじめは小さいということはあるんですけど、小さいうちの発見が必ずしもまだまだ行き届いていないという実感です。先生方が苦労されているのはよく分かりますし、ここにあるように非常に件数もしっかりと見られて、解消率も高いということでいいんですが、そういうところでやはりそれをすり抜けたような児童生徒が、本当に悲惨な結

果になってしまうということがありますから、そういう初期の見つけ方というところですね、e ラーニング等、今やっておられるということですので、引き続き初期の段階の見つけ方というところは少し色々勉強させていただければ有難いなというのが1点であります。それから2点目は不登校の関係ですね。不登校というのは、30日ということになっていまずけれども、実際は学校で見ると数日休んだということでもやはり気になってきます。ではそういうことのあった時に、本当に先ほど異委員からあったようにですね、無理に学校に来させるのがいいのかですね。やはり ICT など別の授業環境整備をしたらいいのかということ、現場の先生方もどういうふうにしたらいいのかということ、やはり悩んでおられると思うんですね。今回の案件でも不登校になった人の後のこういった支援体制であるとか ICT 教育ということはあるんですけども、前段としてやはりどういうふうにしたらこういう児童生徒が、しっかり世の中で生きていけるかということから見ると本当にその辺もどういうような指導をしていけばいいのかというのが、何かまだ試行錯誤のような気がします。本当に個々一人一人ですので、画一的に示すということは難しいとは思いますが、是非そこら辺の指導方法を、初期の段階、不登校というと30日ですけど、それ以前の短い、1週間、1ヶ月、そういう段階でどういうふうにしていったらいいのかというようなこともですね、少しまた検討をしていただきたいなというふうに思います。

【盛岡学校教育推進担当部長】 はい。ありがとうございます。まず、いじめについても不登校についても、初期の見つけ方というところについては非常に難しいところがございます。先ほど異委員からもご指摘があったように、やはり先生方が非常に若くなっているという意味では、我々の言葉でアンテナを張るという言葉があるんですけども、そのアンテナがどれだけ敏感に感じているのかということをもっともっと鍛えていく必要があると思います。不登校を少し分析しておりますと、やはりコロナによりまして相当増えている状況がございます。コロナでなぜ増えているのかというと、様々要因があると思いますが、やはり先生方が多忙であるという中でなかなか子どもに関われないなど、子どもたちとのやり取りが減っているという状況というのが影響しているのではないかと考えております。その辺で言うと、本当に先生方がこれからどれだけスキルを高めていくのかということが重要でありますので、先ほど平井委員からもご指摘がありましたように、学校総体としてどのように力を高めていくのかということが課題かなというふうに思います。それから不登校の子どもたちに対して、最終的にこうしていこうということは、例えば文部科学省の不登校に関する調査研究協力者会議の報告書の中にも4点示されている中で、

3点が今不登校になった子どもたちに対する対応になっております。ではその不登校を生まない取組については、1点、誰一人取り残さない学校づくりだというふうに示されております。そこで言うとやはり1つは授業づくりであったり、あるいは子どもたちの心のケアをする体制のづくりであったりということになるかと思うんですけど、その辺の充実に向けては、大阪市としても課題として今取り組んでいるところでございますが、さらに充実を目指して取り組んでいくことが必要かなというふうに思っております。

【栗林委員】 私は短くご指摘したいのですが、今、部長さんがおっしゃった通りで、この子どもたちがいじめに遭っているというようなことも、徐々に傾向としては良くなってきているし、これからも良くなっていくと思うんですよ。一番問題なのは、この無気力ということ。無気力に分類しているけれど、本当に無気力なのかどうかわかりません。これは疑問だとは思っていますが、不登校の子どもが増えてくるというのは、これは非常に社会的に大きな問題だと思います。学校というのは、では今国が地方を通じてやっている学校というのは何かというと、要するにその国を支えるための人材養成をしているという、そういう政治家から言うとそういう位置付けなんですよ。そういう観点に立つと今何をしないといけないのかということですが、基本的にはカリキュラムの見直しです。例えば国語、算数だとかいっている、こういう科目で良いのかというような見直しが既に始まっています。そういうことを、例えばICTなどもそうですけれども、外国のアクセスの仕方と日本のアクセスの仕方というのはだいぶ違っていたわけです。それが遅れにつながっていたという認識を今持っているわけですが、ただそういうことをいくら言っても仕方がないので、やはり全体を理科系、数学系、文科系であるとかというようなことを、そもそも見直さなくてはならないと思うんですね。ただ、文科省の方もそういうことは考えているんだけれども、ではどうしたらいいのかっていうのは具体的な知恵はなかなか現場からしか出てこないということもありますので、その点について是非実験を、できる実験を行っていただきたいと思います。いじめそのもの、それから無気力、不安の不登校そのものに対するアクセスではないかもしれませんが、そういうことがやはり必要な時期が来ているのではないかなというふうには感じてはいるところです。

【多田教育長】 はい。ありがとうございました。

【森末委員】 不登校について家庭にかかる状況と本人にかかる状況、特に小学校でいうと、ほとんどこれが8割9割ですよ。これは学校の問題もありますけれど、それよ

りも福祉の問題がやはり大きいのかなと、課題がね、今、正直言って思います。学校の先生がどこまでできるのかっていう問題も実はあります。大阪市は他よりも比べて不登校数が全国、あるいは大阪府に比べて多いのは、やはり福祉的課題があるのかなってというのが本当のところだと思います。だけれども、それをほったらかしにしていいいわけではなくて、それは福祉との連携、どこまで福祉の方ができるのかっていう問題が実はありますよね。学校の先生もどこまですべきなのかっていう話があって、働き方改革もありながら、昔みたいに各家庭を回って、冷蔵庫を開けて食べているかみたいな話ができるのであればいいですけど、とてもとてもそんな状況ではありませんし、逆にどこまですべきではないかもしれませんね。とは言っても、福祉がどこまでできるのかって言ったら、虐待があればそれはどんどん行ってというのはありますけれど、そうではない、言ったら中間、もう少し福祉的に本当に無気力になるような生活レベルと言ったらおかしいですが、そういう方が多いのではと思います。それをどう解決するかという問題がありますので、それは、やはり学校だけではなくて大阪市総体で対応する、平井先生がおっしゃったのはそういうことだと思うんです。それについて、やはり大阪市の市長部局と連携を取ってできるだけ穴を作らないような福祉政策をするように働きかけていく必要があるのかなと。もちろん、学校もしないわけではないけれども、学校もできる範囲というのはやはり限定されますので、一番の問題はそこかなと思っています。それをどうするかということで、それこそ総合教育会議で議論すべき問題かなと思っていますので、またよろしくお願いします。

【異委員】 あと1点なんですけど、いじめのアンケート実施についてです。これはもちろん賛成なんですけれど、今までのその自死に関わるようなとても深刻ないじめに関しては、ここで挙がってくるような報告でこのいじめアンケートには記載なしってというのがほとんどなんですよね。あまりいじめで大小つけるわけではないんですが、ここまで深刻ないじめに関しては、このいじめアンケートの実施というのはあまり有効ではないのかなというふうに感じています。そこでね、未然防止ができれば一番良い話ですけど、やはり何かもう少し踏み込んで、初期の段階で何かできないのかなってというのは少し感じました。それがどうしたらいいのかという答えは私はちょっと分からないんですけど、この本当に深刻な層のいじめの未然、初期の発見っていうところはもう少し考えないといけないかなと思いました。

【盛岡学校教育推進担当部長】 ありがとうございます。自死を考える子どもたちの心の動きをどう把握するのかということは、非常に難しいところがあると思うんですけ

れど、確かにこれまではいじめアンケートを手書きで行っていたため、児童生徒がアンケートに記載しにくいという状況はあったと思います。その点については端末を活用して、如何に、素早くキャッチしていくのかということを進めておるところでありますし、例えば今、SNS の相談活動を毎週木曜日に行っておりますけれども、その中でもやはり子どもの言葉として死にたいと出てきたりします。そういった取組を通して何とかキャッチしていく、当然普段の先生方のアンテナの中に引っかかればいいですけども、あらゆる手段を使ってそれをやはり食い止めていくべき、自死なんていうのは食い止めるべきものであると思いますので、あらゆる手段を使ってその辺はキャッチしていきたいというふうに思います。

【平井委員】 不登校対応としての個別最適化ですが、その手法も自治体や学校によっては ICT を活用して、自学自習できるようになってきたことは各段の進歩だと思います。しかし、それを教師がファシリテートして到達度に合わせて自発的、かつ持続的な取組に向かわせるところまでは課題があるように見受けられます。自己調整学習の検討が必要だと思います。

【盛岡学校教育推進担当部長】 ありがとうございます。確かに1人1台端末が入って、授業を配信することもやっと出来だしたところではあるんですけども、ではそれがどれだけ成果を生んだのかということは、まだまだ未知数のところがありますので、その辺については今後課題として捉えていきたいというふうに思います。

【平井委員】 ICT、EdTech 教材を導入した個別最適化が導入されて久しくなりましたが、生徒にとってのモチベーションの維持と学習習慣の定着、教師にとってのファシリテートの役割などを見直して、より進んだ指導法の議論が必要だと思います。

【多田教育長】 全国との比較も今回出て、毎年的狀況ということで明らかになりましたので、今日様々いただいたご意見をもとに、総合教育会議での議論も、内容によりましては十分行った上で、福祉との連携など課題の方向性も議論する必要があったと思っておりますので、引き続き、一つ一つの不登校、あるいはいじめ対策、事案ごとでまたこの場での議論、必要があればですね、出ささせていただいて、またご意見いただくということで進めていけたらと思います。よろしくお願いいたします。

議案第118号「大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」を上程。

飯田生涯学習部長兼市立中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

社会教育委員については、社会教育法並びに大阪市社会教育委員条例に基づき、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応じ意見を具申する等の職務を行うため設置されており、社会教育関係団体の関係者、あるいは学識経験者等から構成されている。本日承認をいただけたら、令和4年12月27日付けで1名の委員について解嘱し、令和4年12月28日付けで1名の委員について委嘱をしたい。広瀬和勇氏については、任期途中ではあるが、社内の令和4年12月1日付け人事異動により、読売新聞大阪本社社会部長を退任されたため、本委員を令和4年12月27日で解嘱したい。広瀬委員の後任としては、新たに読売新聞大阪本社社会部長に就任された犬伏一人氏に、令和4年12月28日付けで新たに委嘱してまいりたい。犬伏氏の任期に関しては、条例第4条第2項により、前任の広瀬氏の任期を引き継ぐことになるため、令和6年9月8日までとする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第119号「市会提出予定案件（その35）」を上程。

飯田生涯学習部長兼市立中央図書館長からの説明要旨は次のとおりである。

本議案については、大阪市立港図書館の移転に伴い、大阪市立図書館条例の一部を改正する必要があるため、市会に上程するにあたり教育委員会会議に諮るものである。改正の理由については、港図書館は、現在建設中で令和6年春頃に開業を予定する（仮称）区画整理記念交流会館に移転する予定である。この施設については、図書館のほか、区民センター、老人福祉センター、子ども・子育てプラザ、民間貸付スペースなどにより構成される施設である。この移転に伴い、図書館の位置を新しい施設の位置に変更する必要があるため、条例の改正を行う。改正の内容について、港図書館の位置は、現在の大阪市港区弁天2丁目から新施設の所在地である大阪市港区磯路1丁目に変更する。また、本条例の施行期日については、現時点で移転の日時が定まっておらず別途定める必要があることから、市長が定める日としたい。本日議決いただけたら、2、3月市会に上程すべく、事務手続きを進めてまいりたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第120号「市会提出予定案件（その36）」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件は、新たに北区に小学校と中学校、浪速区に中学校を設置することに伴い、学校設置条例の改正が必要となるため、今後市会で審議いただく必要があるものである。これまでの教育委員会会議において、各校の設置に係る方針案、進捗等について協議、報告を行っており、先般の第19回教育委員会会議でも校名候補案に関し協議いただいたため、要点のみに絞って説明する。改正の趣旨及び理由について、中之島小学校、中学校は、市内中心部における児童急増対策として過大規模等が懸念される扇町小学校、西船場小学校及び花乃井中学校の対応とし、当該校の調整校区内にある北区中之島6丁目に新たに小中一貫校として小学校と中学校を設置するものである。開校は令和6年4月とし、校名をそれぞれ中之島小学校、中之島中学校とする。また、学校管理規則で定めている小中一貫校の通称は、後日、中之島小中一貫校としたい。次に、心和中学校について、平成28年12月に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が成立し、地方公共団体に対し、不登校児童生徒に対してその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校、いわゆる特例校の設置促進に取り組むことが求められる中、本市立小学校、中学校の不登校児童生徒が年々増加していることを受け調査研究を開始し、令和3年8月の教育委員会会議において特例校設置に向けた基本的な方向性について協議をいただき、翌年1月の総合教育会議において特例校として中学校を設置することとなった。開校は令和6年4月、校名を大阪市立心和中学校とし、浪速区日本橋東3丁目の元日東小学校の校地を活用して設置するものである。続いて、各校の概要や特徴について、中之島小中学校の施設の状況は、北区中之島6丁目に小学校と中学校の機能を統合した施設一体型の校舎を整備し、限られた敷地を有効活用するため、校舎は地上7階建ての高層型とし、7階の屋上部分にプールや運動場を設けるほか校舎内にも運動スペースを設け地上グラウンドと合わせて児童生徒の運動スペースを確保するとともに、小中一貫した教育活動や地域連携等も考慮した動線、それから各部屋の配置などを考慮するなど、様々な工夫を凝らした施設となっている。次に、学級数は、第1学年から第9学年までの通常学級について各学年2学級とし、児童生徒の状況や障がいの種別にあわせて特別支援学級を設置する予定としている。なお、開校初年度となる令和6年度は、中学校3年生となる第9学年は受け入れないこととする予定である。続いて、通学区域については、資料に記載の区域とし、加えて市内全域からも児童生徒を募集する予定である。なお、開校時にはすでに他の市立小中学校へ通学している通学区域の児童生徒は、希望によりそのまま通学先の学

校へ継続して通えるように配慮してまいる。主な特徴としては、施設一体型で、9学年が共に学び合う小中一貫校のメリットを活かし、小学校高学年からの教科担任制などより専門性の高い授業を実施するほか、中之島エリアをはじめとする周辺の地域資源を活用しながら、開かれた教育活動の実現などを計画している。なお、こうした特色ある教育活動、教育を行う本校について、市全体での就学機会の提供の観点から、通学区域に加えて市内全域からも児童生徒を募集することとし、その際応募者数が多数になった場合には、抽選が生じる場合に児童急増等による収容困難校からの通学を優先する規定の導入を検討してまいる。続いて、心和中学校の施設の状況について、平成29年に3小学校の再編整備によって廃校となった浪速区日本橋東の元日東小学校の校地施設を活用して設置するもので、5階建ての校舎である。生徒の定員は、学齢生徒である昼間生徒について、第1学年が15名程度で1学級、第2学年が25名程度で1学級、3年生は30名程度で1学級の計3学級を予定している。次に夜間学級については、第1学年及び第2学年の定員がともに15名程度で1学級、3年生の定員が45名で2学級の計4学級で昼夜あわせて7学級を予定している。主な特徴としては、中学校夜間学級を併設するとともに、不登校支援に係る児童生徒保護者からの相談窓口を設置する。また、異年齢及び外国につながる生徒、中学校夜間学級生徒を含めた多様な生徒間の交流により、社会性、多文化共生の推進、充実を図ってまいるとともに、多様なカリキュラムにより生徒一人一人の選択肢の幅を広げ自己実現をめざすとともに、他者とも認め合い、尊重し合い、共に高め合う児童生徒の育成をめざしてまいる。学齢生徒においては市内全域から、夜間学級生徒においては市内外から通学するため、市内中央、さらに最寄りの駅から徒歩6分の至便な場所に位置している。校舎施設について、生徒の実情に応じた活動体制及び教職員との相談体制を充実させる必要があることから、リラックスルームとカウンセリングルームを2室ずつ配置するなどの配慮をしている。スケジュールとしては、先程と同様にこの市会に上程し、令和6年4月の開校をめざしてまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 教員確保の方は大丈夫ですか。

【川本総務部長】 色々情報を取りまして、希望者も割とあると考えられますので。

【平井委員】 わかりました。

【川本総務部長】 実際の異動にあたっては、色々な情報も含めて、公募するなどそ

ういうことも必要になってくるかと考えております。

【平井委員】 細かいことですが、5ページの特徴のところの2つ目の探究の字が違
うと思うので、修正をされた方がいいと思います。

【川本総務部長】 すみません。修正させていただきます。ありがとうございます。

【森末委員】 中之島小中学校ですけれど、通学区域、もちろんそこは最優先ですよ
ね。全市募集とするのは、それが定員に満たなかった場合ということになるのでしょうか。

【川本総務部長】 今、校区の中は本当に少数でございまして、もう既に少し足らな
い状態が見込まれますので、全市募集は2学級を超えるまでというところで応募してい
きたいと思います。先ほども申しましたが、本来であればその花乃井中学校の校区ですとか、
急増の所もなるべく来ていただくということが必要になりますので、抽選になった場合は
そこを優先していきたいと思っています。

【森末委員】 新しい校舎ですし、凄く良い場所にあるので、人気が集まらな
い感じがします。募集はしたらいいけれども、内定したら数がオーバーしたとか、そういうこ
とがないのかなというのが少し心配でしたので。

【川本総務部長】 そうですね。実はここの地域の急増の学校も人気が高いのは高い
ので、ちょっとそれに勝てるかどうかという所の魅力化が必要になってくるのかなとは思
っています。

【森末委員】 そうなんですね。なるほど。抽選時において収容困難校からの優先規
定を検討と書いてありますけれど、これは教育委員会規則で定めるのでしょうか。

【川本総務部長】 就学規則でございまして、この条例案が通りましたら速やかに
対応してまいりますので、お願いいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第121号「市会提出予定案件（その37）」を上程。

本教育事業推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件については、学校給食を恒久的に無償化するため必要な条例改正について審議
いただくものとなっている。本条例については、学校給食費を公会計化する際、徴収、管理
の取扱いを明らかにするため定めたものである。改正理由としては、令和5年度から学校
給食を義務教育の無償の趣旨を踏まえ、全員全額無償とすることにより保護者負担の軽減

を図り、子育て教育環境のさらなる充実をめざすものであり、改正条例の施行期日は令和5年4月1日としている。改正の内容としては、令和5年度から学校給食費を徴収しないこととすることを条例に規定する旨記載をしているが、第3条第1項において、生活保護や就学援助の対象者については現行の制度により実質無償とすることから、本条例上においては、その場合は学校給食費を徴収する旨を記載している。また、第2項としては、第1項に規定した生活保護や就学援助の対象者以外から学校給食費は徴収しない旨を記載している。ここが少し指摘もいただいております、第2項については、徴収しないことを強く明記する意味から事務局の原案として定めているが、今後、担当部局において法制執務の観点から審査いただいた上で、成案に向け調整を進めてまいりたい。続いて、本件に係る経過や今後のスケジュールについて説明する。学校給食費の無償化については、この間令和2年度から令和4年度まで、コロナ禍における対策として臨時的に無償とする措置を実施してきた。今年度に入り市長の意向を確認したところ、令和5年度から全員全額無償として恒久化する意向が示されたところである。また、10月の市会においても、市長から令和5年度から全員全額無償となるよう検討を進めるという答弁がなされたところである。今後は令和5年2月に予算案のプレス発表を行い、3月の予算市会で予算案と併せ条例案を審議いただく予定となっている。条例改正については以上となるが、併せて給食費の増額改定について参考として説明する。学校給食費については、令和3年度に1食あたり20円の増額改定を行ったところであり、現在、物価高騰下においても何とか予算の範囲内で対応できているところである。しかしながら、次年度より学校給食用の牛乳や主食の値上がりが予想される中、これに対応する必要があることから、令和5年度から1食あたり15円の増額改定を行いたいと考えている。給食費の単価については、市長の権限に属する事項であり、市規則に定められている。今後予算編成にあわせ、改正に係る諸手続きを進めてまいりたいと考えている。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第122号「市会提出予定案件（その38）」及び議案第123号「市会提出予定案件（その39）」を一括して上程。

水口教育センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第122号について、改正の理由については、令和6年度に新たな教育センターを移転

開設することに伴い、その名称と住所を変更するものである。新たな教育センターに係る建物取得に関する議案と併せ、当該改正案を市会に諮ってまいりたいと考えている。改正の内容について、名称については、新たな教育センターにおいてシンクタンク機能を強化し、データ等の根拠に基づく政策立案の支援を行ってまいるとともに、シンクタンク機能を中核に多様な人材が交流し、調査研究を教育政策や教員研修ならびに教育実践と緊密に繋げるハブ機能を発揮することにより、学校や教員を総合的にバックアップしてまいることから、大阪市総合教育センターとしたいと考えている。住所地については、大阪市総合教育センターの建設地である、大阪市天王寺区南河堀町4丁目に変更する。また、目的及び事業については、過去に教育センターにおいて行っていたが現在は行っていない情報処理教育に関する制度の実習、あるいは児童生徒及び幼児の教育相談を削除する。施行日については、名称及び住所地は現時点で移転の日時が定まっておらず、施行日等を別途定める必要があることから、その施行日を市長の定める日としている。目的及び事業に関わる文言整理については、その施行日を公布の日としている。続いて、議案第123号、建物の取得について、大阪市総合教育センターの設置に際し、大阪教育大学と協定を結び、大阪市部分を含めた建物全体の設計や工事の契約、行政上の手続き、監督及び検査といった事務は大阪教育大学が行うこととするとともに、大阪市から大阪教育大学に対して分担金を支払うこととしている。この協定に基づき大阪教育大学が工事業者を通じて建設する10階建て建物のうち、大阪市の所有となる6階から10階部分を取得するため、今般、大阪教育大学との間で建物の所有権に関する契約を締結することから、財産条例の規定に基づいて議案として上程する。予定価格については、協定に基づき支払う分担金の総額で現段階では13億7,860万7,261円としている。なお、総務局における市会議案の決裁手続きの過程で用字あるいは用語などについて一部修正される場合がある。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

議案第124号「市会提出予定案件（その40）」から議案第127号「市会提出予定案件（その43）」を一括して上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本案件はいずれも校舎建設工事請負契約の締結に係るもので、予定価格が6億円を超えるため、今後、市会での審議を経る必要があるものである。議案第124号について、鶴見区

の茨田南小学校において、老朽化に伴い、昭和37年から42年に建てられた校舎を建て替えるものである。

上原学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

4階建ての校舎1棟の建設等について、名工建設株式会社と契約金額15億150万円で契約したい。議案第125号について、鶴見区の茨田東小学校において、老朽化に伴い、昭和39年から55年に建てられた校舎を建て替えるものである。3階建ての校舎1棟の建設等について、株式会社シマと契約金額8億2,500万円で契約したい。議案第126号について、東住吉区の白鷺中学校において、老朽化に伴い、昭和37年から49年に建てられた校舎を建て替えるものである。3階建ての校舎1棟の建設等について、青木あすなろ建設株式会社と契約金額8億7,670万円で契約したい。議案第127号について、阿倍野区の高松小学校において、老朽化に伴い、昭和38年から39年に建てられた校舎を建て替えるものである。4階建ての校舎1棟の建設等について、野村建設工業株式会社と契約金額6億4,680万円で契約したい。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

議案第128号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会への諮問及び専門委員の委嘱について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

昨年度より、いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態が発生した場合には、第三者委員会による初動調査を行うこととしているが、初動調査実施後に当該児童生徒及び保護者が希望した場合には、著しく合理性を欠く場合を除き、第三者委員会に対して諮問を行い、詳細調査を実施する仕組みとしている。今般、大阪市立学校の児童生徒の事案に関して当該児童生徒保護者より詳細調査の実施の希望があり、本事案の経過を踏まえると、詳細調査を実施することに関し著しく合理性を欠くと認められる事情はないものと考えている。諮問の内容について、調査審議の範囲としては、本事案に係る事実関係の調査、本事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析、調査結果に基づく是正及び発生防止のための必要な措置の検討の3点とした上で、第三者委員会の意見を取りまとめた報告書により教育委員会宛て答申を求める内容で諮問を行う予定としている。続いて、専門委

員の委嘱についてであるが、専門委員の必要性について、本事案は、事実関係の調査及び認定に慎重な作業が必要になることが見込まれるため、適正かつ円滑に調査審議を進めていく上で、専門委員として事実関係の調査及び認定に関し専門的な知識と経験を有する弁護士が必要不可欠である。よって、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第5条第2項の規定に基づき、第三者委員会の専門委員を委嘱することについて決定をいただきたい。専門委員の候補は、ウィル合同法律事務所に在籍されている松本千賀弁護士である。大阪弁護士会の子どもの権利委員会に所属され子どもの権利に関わる幅広い見識をお持ちであることから、本事案の詳細調査を実施いただく専門委員として適任であると考えている。委嘱期間は、委嘱の日から本事案の調査審議が終了するまでの間となる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第129号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は小学校事務職員で、処分内容については懲戒処分として戒告とする。当該事務職員は、令和2年度から4年度にかけて公文書を紛失したほか、教職員の給与関係手続きを遺漏するなど、適正な職務の遂行を怠ったというものであり、校長が公文書の適正な管理を徹底するよう繰り返し命じていたが、業者から提出のあった支出支払い請求書13件分、見積書10契約分、及び同校の講師から提出のあった課税証明書1通を紛失し、代金の支払いや手当支給の遅延を生じさせた。物品購入についても校長は期限を示しながら繰り返し命じていたが、職員は繁忙などを理由に速やかな対応をせず、いくつかの物品が必要な時期までに納入されない状況を招き、学校運営に支障を生じさせた。職員が担うものとされている実務において、システムへの入力への遺漏によって教職員の通勤手当や給料の支給時期を遅延させた。職員は二度にわたり不備などのために返送された書類について申請した教職員への手交を失念したため、扶養手当の支給時期を遅延させた。育児休業取得中の教職員から提出された書類のセンターへの送付を失念し、育児休業手当金の支給時期を遅延させた。いずれも遅延期間にかかる支給は遡及して支払われている。事務職員は反省の弁を述べている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 別表21項は、学校教職員の個人情報のことが書いていないんですけれど、この条例に不備があるのではないかという気がするのですが、そういう点はどういう見解なのでしょう。

【上田教職員服務・監察担当課長】 この規定の趣旨といたしましては、学校においては子どもたちや保護者の個人情報を頻繁に取り扱うことが多いために、我々一般の行政職に与えられている以上の注意が必要だという趣旨で、この21項というのが特に設けられているものというふうに考えております。

【大竹委員】 だけれども、学校教職員の情報が、なおざりになっているというのは問題ですから、そういったものの規定がもれているのではないかという気はするのですが、その議論はあまりないのでしょうか。

【上田教職員服務・監察担当課長】 学校教職員の個人情報ということでございましたら、それは職員間の個人情報ということになりますので、それは我々行政職と同じように捉えるのが適当というふうに制定時に考えられているのではないかというふうには考えております。

【大竹委員】 この条例が何か抜けていないのかなという気がちょっとしました。これは他の部局でも一緒ですか。

【忍教務部長】 そうですね。今申し上げましたとおり、私ども含めて職員全体にはもちろんこういう情報管理というものは定められておりますが、私達に限らずですけれども、仕事に忠実にあるという意味では、個人情報も丁寧に扱っている部分もあります。

【大竹委員】 少し奇異な感じがしました。他の人はみんな守るけれども、この職員同士の中は適切な管理を怠ることというのは規定されていないというのは少し変で、それは何か別の項で指定されているというふうに思うなら、それはそれでいいとは思いますが、どこかでカバーされていれば。別にこの21項でなくても。

【上田教職員服務・監察担当課長】 職員の個人情報なりを紛失などというようなことがございましたら、それは23項、25項を見ていくということになります。我々行政職の個人情報が他の職員の行為によって流出した場合にも、23項、25項を見ていきます。21項は特に教職員にだけ、子どもたちの個人情報について特に定めたものというような規定という考えということでご理解いただければと思います。

【大竹委員】 23項と25項でカバーされているということですね。

【上田教職員服務・監察担当課長】 左様でございます。

【大竹委員】 はい。分かりました。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第130号「職員の人事について」及び議案第131号「職員の人事について」を一括して上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案第130号について、生江小学校教頭の復職に伴い、指導部指導主事に充てる。議案第131号について、神路小学校の副校長に、教育センター総括指導主事である出口みかを充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
